

第5回「堺キッチンセレクション」募集要領



令和7年5月
堺市

募集期間 令和7年5月26日(月)～7月25日(金)

I 「sakai kitchen 〈堺キッチン〉」とは

堺の優れた伝統技術をもっと多くの人に知っていただきたいという思いから立ち上がったブランド。「道具を愛することは、くらしを愛するということ。」日々のくらしを愛する「」をブランドコンセプトに、愛着をもって長く使い続けられる上質なアイテムを提案するブランドです。

II 募集対象商品

ブランドコンセプトに合致する下記1又は2の商品。（当セクションのために新たに開発する商品は二次審査時に販売可能な商品であること。）。なお、申請商品は、1事業者につき、1商品までとします。ただし、サイズ違いやカラーバリエーション、シリーズ展開がある商品については、原則用途が同一のものを1商品とみなします。

1 堺の伝統産品（刃物・注染和晒・線香）

（対象事業者：本社、本店又は主たる事業所が堺市内に有する者。）

2 伝統産品（刃物・注染和晒・線香）の魅力を引き立てともに輝く逸品

（対象事業者：本社、本店、主たる事業所、営業拠点又は生産拠点のいずれかを堺市内に有する者。）

※食品については対象外とします。

III 応募資格

申請者は、次の全てを満たす必要があります。

1 「堺キッチンセクション」の趣旨に賛同いただける中小企業（個人事業主も含む）。

ここでいう中小企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者をいう。

2 各種法令（家庭用品品質表示法、JAS 法等）を厳守し事業を行っていること。

3 商品の製造及び販売に必要な許認可や、意匠権、商標権、著作権、特許権等に関する許諾を得ていること。もしくは、許諾を得ることが見込まれていること。

4 堺市内に本社、本店又は主たる事業所を有すること（Ⅱ1伝統産品の申請の場合に限る）。

5 堺市内に本社、本店、営業拠点又は生産拠点のいずれかを堺市内に有すること（Ⅱ2伝統産品の魅力を引き立てともに輝く逸品の申請の場合に限る）。

6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める業を行う者でないこと。

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。

8 認定商品について、堺伝匠館での販売（オンラインショップを含む）に応じること。

9 当事業に関する取材への協力や催事等活動に協力的であり、当事業のPRのために認定商品の市への提供が可能であること。

IV 認定のメリット

1 展示・販売機会の提供

- ・首都圏での販売機会の提供（代官山 蔦屋書店「T-SITE GARDEN GALLERY」、日本橋横山町TOI BLDG.を予定）。
- ・全国の産地より、目利きが選んだ器や工芸品を販売するセレクトショップ「Onland Store」のオンラインショップにて販売機会の提供。
- ・堺の伝統産業を一堂に集めた展示・販売体験施設「堺伝匠館」の店頭やオンラインショップにて販売機会の提供。
- ・市が関係するイベント等での認定商品の展示、販売等。

2 広報支援・情報発信

- ・販促効果を高める「sakai kitchen〈堺キッチン〉」ブランドロゴマークの利用許可。
- ・「sakai kitchen〈堺キッチン〉」公式ホームページにて認定商品、ブランドストーリーを紹介。
- ・当事業で制作した「sakai kitchen〈堺キッチン〉」のPR 動画や撮影画像の提供。
- ・各事業者のブランドイメージを伝えるショート動画の制作・提供及び配信によるブランドイメージの拡散。
- ・インフルエンサーによる情報発信。
- ・市の広報紙やホームページ、SNS 等、認定商品の情報発信。

3 審査員からの助言

二次審査後に、地場産業に知見があり、小売業に精通している審査員から応募対象商品へのフィードバックを提供。

V 認定期間

認定期間は、認定通知日から1年間とします。引き続き認定を受けたい場合は更新の申請が必要となります。

VI 認定費用

無料

VII 審査

「sakai kitchen〈堺キッチン〉」ブランドの認定については、事業者等からの申請を受け、その申請に係る商品が認定基準を満たしているか審査し、認定します。

1 一次審査（書類審査）

申請書類の内容が満たされているか、書類審査を行います。

2 二次審査（実物審査・プレゼンテーション）

一次審査を通過した商品については、審査基準に基づき、事業者によるプレゼンテーションと応募対象商品の実物審査を行います。

3 審査結果

文書にて通知します。

VIII 審査基準

審査項目	着眼点
整合性	「sakai kitchen 〈堺キッチン〉」のブランドコンセプトに合致している。等
貢献性	堺の伝統産業の魅力発信に資する度合いが高い。等
信頼性	品質維持・向上に関する取組や技術的な裏付けがある。等
市場性	類似の商品・産地と比べて優位性・独自性がある。等
訴求性	消費者の心を惹きつける強い魅力を有している。等

IX 全体スケジュール（予定）

令和7年 5月26日（月）	募集開始
令和7年7月25日（金）	募集締切
令和7年8月上旬	一次審査（書面）
令和7年8月18日（月）	二次審査（実物審査・プレゼンテーション）
令和7年8月下旬	審査結果通知
令和7年9月	認定商品の撮影
令和7年10月下旬	認定商品の公表、SNS 広告、プレスリリース配信
令和7年11月中旬	日本橋TOI BLDG.での展示販売、オンラインショップでの販売実施（1ヶ月）
令和7年12月下旬	代官山 蔦屋書店「T-SITE GARDEN GALLERY」での展示販売（2週間）
令和8年1月以降	堺伝匠館での店頭販売開始

X「sakai kitchen 〈堺キッチン〉」ブランドロゴマークの使用ルールについて

「sakai kitchen 〈堺キッチン〉」のブランドロゴマークを使用することができます。

なお、下記の使用ルールを遵守してください。

- ・堺市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- ・利用許諾を受けた用途のみに使用すること。
- ・利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。
- ・利用に当たっては、マニュアルに沿って明示すること。
- ・利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに堺キッチンセクション事務局に提出すること。
ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- ・利用者はその利用に関して商標登録出願を行うことはできない。

XI 認定の取り消し

以下の場合に適合した場合は、認定を取り消すことがあります。

〈取消理由〉

- ・認定商品及びその事業者が認定を受ける要件を欠くと認められたとき
- ・ブランドロゴマークの使用ルールを遵守していないと認められたとき
- ・虚偽の申請により認定を受けたとき
- ・その他「sakai kitchen 〈堺キッチン〉」のブランド認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき

XII 応募方法

所定の様式に必要な事項を記入の上、受付窓口へご提出ください（郵送・メール可）。

申込書等は下記「sakai kitchen〈堺キッチン〉」公式ホームページからダウンロードできます。

<https://sakai-kitchen.jp>

1 応募期間

令和7年5月26日(月)～同7月25日(金)(必着)

受付時間：9時00分～17時30分（正午～12時45分を除く）

2 受付窓口

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業課 堺キッチンセレクション事務局

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館 7階 TEL：072-228-7534

FAX072-228-8816 E-mail：chisan@city.sakai.lg.jp

3 提出書類

第5回「堺キッチンセレクション」申込書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出してください。

その他市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

〔法人の場合〕

- ・発行後3か月以内の履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し

〔個人事業主の場合〕

- ・本人確認のできる公的証明書（住民票の写し）

〔Ⅱ1 堺の伝統産品（刃物・注染和晒・線香）へ申請の場合〕

- ・商品概要や事業概要の分かるもの（会社概要、パンフレットなど）
- ・堺市内に本社、本店又は主たる事業所を有することがわかる書類

〔Ⅱ2 伝統産品（刃物・注染和晒・線香）の魅力を引き立てともに輝く逸品へ申請の場合〕

- ・商品概要や事業概要の分かるもの（会社概要、パンフレットなど）
- ・堺市内に本社、本店、営業拠点又は生産拠点のいずれかを有することがわかる書類